

福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 31 号

福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

- (1) 福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第47号）第3条第1項第11号及び第4条第1項第8号
- (2) 福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第39号）第2条第1項第8号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。